

株 主 各 位

大阪市中央区北浜二丁目1番10号

**光世証券株式会社**

取締役社長 巽 大 介

## 第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、後述のご案内にしたがって2019年6月25日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

### 記

- |            |  |
|------------|--|
| 1. 日 時     | 2019年6月26日（水曜日） 午前10時                                    |
| 2. 場 所     | 大阪市中央区北浜二丁目1番10号<br>当社本店 11階GTホール<br>(末尾の会場案内図をご参照ください。) |
| 3. 目 的 事 項 |  |
| 報 告 事 項    | 第59期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件             |
| 決 議 事 項    |  |
| 第1号議案      | 剰余金処分の件  |
| 第2号議案      | 取締役1名選任の件  |
| 第3号議案      | 監査役1名選任の件  |
| 第4号議案      | 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件                                |
| 第5号議案      | 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件                              |

#### 4. 議決権の行使についてのご案内

##### (1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月25日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

##### (2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、3頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧の上、2019年6月25日（火曜日）午後5時までに行使してください。

##### (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

#### 5. 招集にあたっての決定事項

##### インターネット開示についての事項

当社は、法令および定款第18条に基づき、別添の「第59期報告書」のうち次に掲げる事項を当社ウェブサイト（<https://www.kosei.co.jp/>）に掲載しておりますので、「第59期報告書」には記載しておりません。

##### (1) 事業報告

- ① 「新株予約権等に関する事項」
- ② 「会計監査人に関する事項」
- ③ 「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

##### (2) 計算書類

「計算書類の個別注記表」

以 上

---

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当社ウェブサイトにて修正後の内容を開示いたします。

<当社ウェブサイト>

<https://www.kosei.co.jp/ir/>

## <インターネットによる議決権行使のご案内>

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

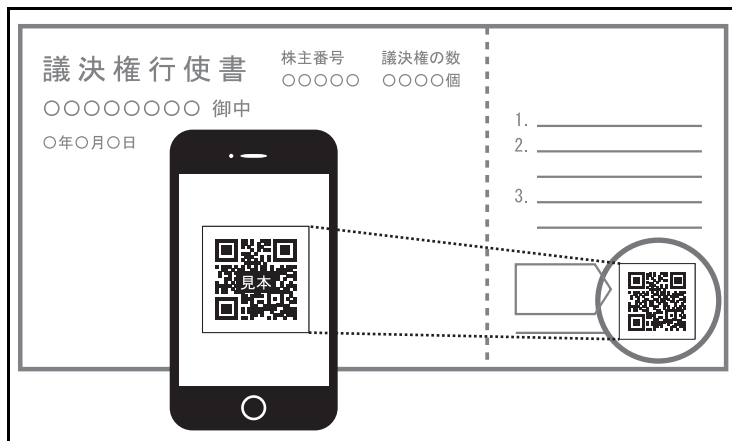
- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使 <https://www.web54.net>

議決権の行使期限は、2019年6月25日(火曜日)午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

- (2) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

### 2. 「スマート行使」による方法



- (1) 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って賛否をご入力ください。(議決権行使コード・パスワードのご入力は不要です。)
- (2) 「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

### 3. 議決権行使コード・パスワード入力による方法

\*\*\* ログイン \*\*\*

---

●議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。  
●議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載しております。  
(電子メールにより招集ご通知を受領されている株主様の場合は、  
招集ご通知電子メール本文に記載しております)

議決権行使コード:

- (1) 「議決権行使ウェブサイト」にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱ってください。
- (3) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (4) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

### 4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社までお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

第59期の期末配当につきましては、継続的かつ安定的に配当を行うことを念頭に株主価値の向上を図る等、総合的な観点から勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金14円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は、131,805,688円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2019年6月27日

### 2. 剰余金の処分に関する事項

- ① 増加する剰余金の項目及びその額  
繰越利益剰余金 300,000,000円
- ② 減少する剰余金の項目及びその額  
別途積立金 300,000,000円

## 第2号議案 取締役1名選任の件

取締役 小河伸二氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されます。

つきましては、戦略的な方向付けを行う取締役会の充実を図るため、取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

### 取締役候補者

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
いし かわ たく や 石川 卓也 (1963年6月12日生)	1985年4月 当社入社 1997年12月 システム部課長 2011年4月 システムソリューショングループ担 当執行役員 2016年4月 システムソリューショングループ兼 ネット事業推進グループ兼管理担当 常務執行役員 現在に至る	一株

(注) 1. 石川卓也氏は新任の取締役候補者であります。

2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

## 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 森 正行氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されます。

つきましては、内部監査体制の実効性を高めるため、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

### 監査役候補者

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
こ かわ しん じ 小河 伸二 (1946年6月8日生)	1972年10月 当社入社 2000年6月 当社取締役 2009年10月 当社管理部門兼社長室人事・秘書グ ループ管掌 現在に至る	1,026株

(注) 1. 小河伸二氏は新任の監査役候補者であります。

2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役を辞任されます小河伸二氏及び監査役を辞任されます森 正行氏に対し、それぞれ在任中の労に報いるため、当社所定の内規に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法などは、退任取締役に  
ついては取締役会に、退任監査役については監査役の協議にご一願いたいと存  
じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
こ かわ しん じ 小 河 伸 二	2000年6月 当社取締役（現任）
もり まさ ゆき 森 正 行	2012年6月 当社監査役（現任）

## 第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役報酬等の額は1986年12月19日開催の当社第26回定時株主総会において、年額250百万円以内とご承認をいただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、株主の皆様とのより一層の価値向上を図ることを目的として、当社取締役3名（社外取締役を除く、以下「対象取締役」といいます。）に対し、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入し、上記の報酬額の範囲内で譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、譲渡制限付株式の概要は、下記のとおりであります。

### 記

#### 1. 譲渡制限付株式の付与

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権報酬の全部を現物出資財産として払込み、当社普通株式について発行または処分を受けます。

なお、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定される金額とします。

また、上記報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給するものとします。

#### 2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して譲渡制限株式として割当てる普通株式の各事業年度における上限を、総数100千株とします。

ただし、本議案が承認可決された日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。

#### 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当に際し、当社取締役会決議に基づき、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」といいます。）を締結します。



(1) 譲渡制限期間

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、1年間から3年間までの間で当社取締役会が予め定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役および使用人のいずれの地位からも退任または退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該対象取締役に割当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）の全部を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は対象取締役が譲渡制限期間中、継続して上記（2）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が上記（2）に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約、完全子会社となる株式交換または株式移転その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、当社は、上記の場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

上記のほか、本割当契約におけるその他の事項については、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

# MEMO

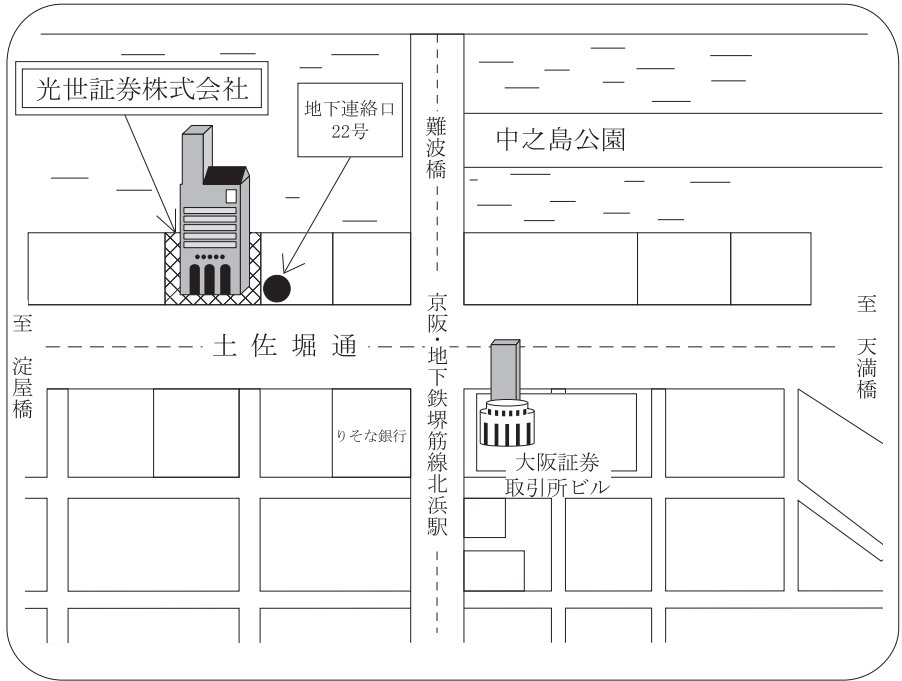
A series of horizontal dotted lines for writing.

# 株主総会会場ご案内略図

会場

当社本店 11階GTホール

大阪市中央区北浜二丁目1番10号



## 〔最寄の駅〕

地下鉄 堺筋線	北浜駅	徒歩2分
地下鉄 御堂筋線	淀屋橋駅	徒歩5分
京阪電鉄	北浜駅	徒歩2分

当日は、駐車できませんので、お車でのご来場はご遠慮いただきますようお願いいたします。